

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」に関する意見書（大阪府大東市議会）（第三六一九号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（大阪府和泉市議会）（第三六二〇号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（大阪府箕面市議会）（第三六二一号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（大阪府東大阪市議会）（第三六二二号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」に関する意見書（神戸市議会）（第三六二三号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現に関する意見書（兵庫県尼崎市議会）（第三六二四号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（兵庫県伊丹市議会）（第三六二五号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（兵庫県高砂市議会）（第三六二六号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（兵庫県黒田庄町議会）（第三六二七号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（兵庫県新宮町議会）（第三六二八号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（和歌山県有田市議会）（第三六二九号）

地方交付税の財源保障機能の縮小反対と総額確保に関する意見書（鳥取県岩美町議会）（第三六三〇号）

地方分権の確立につながる「三位一体の改革」に関する意見書（鳥取県日南町議会）（第三六三一号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（岡山市議会）（第三六三二号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（岡山県津山市議会）（第三六三三号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（広島市議会）（第三六三四号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（広島県安芸高田市議会）（第三六三五号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（山口県宇部市議会）（第三六三六号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（山口県下松市議会）（第三六三七号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（山口県小野田市議会）（第三六三八号）

地域事情を反映した郵政事業の展開を求める意見書（徳島県鳴門市議会）（第三六三九号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（愛媛県伊予市議会）（第三六四〇号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（愛媛県西予市議会）（第三六四一号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（高知県安芸市議会）（第三六四二号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（福岡県直方市議会）（第三六四四号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（福岡県筑紫野市議会）（第三六四五号）

地方財政の充実・強化を求める意見書（福岡県糸田町議会）（第三六四六号）

地方財政の実態に十分配慮した「三位一体の改革」の推進を求める意見書（長崎県議会）（第三六四七号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（長崎県佐世保市議会）（第三六四八号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（長崎県五島市議会）（第三六四九号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（長崎県壱岐市議会）（第三六五〇号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（長崎県対馬市議会）（第三六五一号）

地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書（熊本県錦町議会）（第三六五二号）

地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書（熊本県多良木町議会）（第三六五三号）

地方税財政制度の「三位一体の改革」に関する意見書（熊本県あさぎり町議会）（第三六五五号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（大分市議会）（第三六五六号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（宮崎県日南市議会）（第三六五七号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（宮崎県西都市議会）（第三六五八号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（宮崎県えびの市議会）（第三六五九号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（鹿児島県名瀬市議会）（第三六六〇号）

地方分権推進に伴う「国庫補助負担金改革案」実現のための地方財源確保に関する意見書（鹿児島県西之表市議会）（第三六六一号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（沖縄県宜野湾市議会）（第三六六二号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（沖縄県糸満市議会）（第三六六三号）

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（沖縄県豊見城市議会）（第三六六四号）

中央省庁幹部・職員の天下りの禁止を求める意見書（高知県南国市議会）（第三六六五号）

日本郵政公社存続に関する意見書（北海道旭川市議会）（第三六六六号）

日本郵政公社存続に関する意見書（北海道知内町議会）（第三六六七号）

日本郵政公社存続に関する意見書（北海道七飯町議会）（第三六六八号）

日本郵政公社存続に関する意見書（北海道赤井川村議会）（第三六六九号）

日本郵政公社存続に関する意見書（北海道鶴川町議会）（第三六七〇号）

日本郵政公社の民営化に関する意見書（青森県議会）（第三六七一号）

「日本郵政公社」による郵政事業の経営形態堅持を求める意見書（岩手県山田町議会）（第三六七二号）

「日本郵政公社」の現行経営形態の堅持に関する意見書（秋田県議会）（第三六七三号）

日本郵政公社による現行経営形態の堅持に関する意見書（秋田市議会）（第三六七四号）

日本郵政公社の現行経営形態の堅持に関する意見書(長野県山形村議会)(第三六七五号)	郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(北海道帯広市議会)(第三六九四号)	郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書(福島県田島町議会)(第三七二二二号)	郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(長野県東御市議会)(第三七三二二一)
「日本郵政公社」現行経営形態の堅持に関する意見書(長野県山形村議会)(第三六七六号)	郵政民営化に反対する要望意見書(北海道稚内市議会)(第三六九五五号)	郵政事業民営化に反対する意見書(茨城県結城市議会)(第三七一一三三)	郵政三事業の現行経営形態堅持に関する意見書(長野県王滝村議会)(第三七三三二二)
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(鳥取県岩美町議会)(第三六七七号)	郵政民営化反対に関する意見書(北海道根室市議会)(第三六九六六号)	郵政事業経営形態変更に関する意見書(群馬県月夜野町議会)(第三七一四四)	郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(長野県野沢温泉村議会)(第三七三三三三)
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(鳥取県鹿野町議会)(第三六七七八号)	郵政事業民営化反対に関する意見書(北海道江差町議会)(第三六九七七号)	郵政事業経営形態に関する意見書(埼玉県川越市議会)(第三七一五五)	郵政事業民営化に反対する意見書(長野県三水村議会)(第三七三四四)
日本郵政公社の現行経営形態の維持を求める意見書(鳥取県日南町議会)(第三六七九号)	郵政民営化に関する意見書(北海道下川町議会)(第三六九八八号)	郵政三事業民営化反対に関する意見書(千葉県市川市議会)(第三七一六六)	郵政事業民営化阻止に関する意見書(長野県戸隠村議会)(第三七三五五)
日本郵政公社の民営化に反対する意見書(島根県出雲市議会)(第三六八〇号)	郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保を求める意見書(北海道中川町議会)(第三六八九九号)	郵政事業の民営化に関する意見書(東京都議会)(第三七一七七)	郵政事業に関する意見書(長野県中条村議会)(第三七三六六)
日本郵政公社の現行経営形態堅持を求める意見書(島根県島根町議会)(第三六八一号)	郵政民営化反対に関する意見書(北海道清里町議会)(第三七〇〇〇号)	郵政事業の民営化に慎重な議論を求める意見書(東京都台東区議会)(第三七一七八)	郵政事業民営化に関する意見書(岐阜県関市議会)(第三七三七七)
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(島根県八雲村議会)(第三六八二二二)	郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保を求める意見書(北海道静内町議会)(第三七〇一〇号)	郵政事業民営化に反対する意見書(東京都豊島区議会)(第三七一九九)	郵政公社の国民サービスの向上とユニバーサルサービスの確保についての意見書(岐阜県羽島市議会)(第三七三八八)
日本郵政公社の民営化に反対する意見書(岡山県津山市議会)(第三六八三三三)	郵政民営化に関する意見書(岩手県議会)(第三七〇二二二)	郵政事業の「民営化」に反対する意見書(新潟県寺泊町議会)(第三七二〇二〇)	郵政事業民営化に反対する意見書(岐阜県八百津町議会)(第三七三九九)
日本郵政公社の民営化に反対する意見書(岡山県旭町議会)(第三六八四四四)	郵政民営化に関する意見書(宮城県議会)(第三七〇三三三)	郵政事業の経営形態堅持に関する意見書(新潟県県塩沢町議会)(第三七二二二二)	郵政民営化に関する意見書(滋賀県議会)(第三七四〇〇)
日本郵政公社の現行経営形態維持を求める意見書(広島県能美町議会)(第三六八五五五)	郵政事業の改革に関する意見書(仙台市議会)(第三七〇四四四)	郵政事業の分割・民営化に反対する意見書(新潟県新潟市議会)(第三七二二二二)	郵政民営化に関する意見書(滋賀県八日市市議会)(第三七四一一)
日本郵政公社の民営化に反対する意見書(鹿児島県宇検村議会)(第三六八六六六)	郵政事業の改革に関する意見書(宮城県気仙沼市議会)(第三七〇五五五)	郵政事業の改革に関する意見書(石川県議会)(第三七二二三三)	郵政事業の民営化に関する意見書(滋賀県草津市議会)(第三七四二二二)
日本郵政公社の民営化に反対する意見書(鹿児島県伊仙町議会)(第三六八八八八)	郵政事業に係る公金取扱の改善に関する意見書(宮城県名取市議会)(第三七〇六六六)	郵政事業の改革に関する意見書(石川県輪島市議会)(第三七二四四四)	郵政民営化に関する意見書(滋賀県守山市議会)(第三七四三三三)
日本郵政公社の民営化に反対する意見書(鹿児島県和泊町議会)(第三六八九九九)	郵政事業の現行経営形態堅持に関する意見書(宮城県石越町議会)(第三七〇七七七)	郵政事業の公社としての経営形態堅持に関する意見書(長野県岡谷市議会)(第三七二五五五)	郵政民営化に関する意見書(滋賀県志賀町議会)(第三七四四四四)
日本郵政公社の民営化に反対する意見書(鹿児島県知多町議会)(第三六九〇〇〇)	郵政事業民営化に関する意見書(山形県議会)(第三七〇八八八)	郵政事業の改革に関する意見書(長野県諏訪市議会)(第三七二六六六)	郵政民営化に関する意見書(滋賀県竜王町議会)(第三七四五五五)
日本郵政公社の民営化に反対する意見書(鹿児島県島根与論町議会)(第三六九一一一)	郵政事業の国営公社による三事業一体の堅持に関する意見書(山形県天童市議会)(第三七一〇九)	郵政事業における住民サービスの維持を求める意見書(長野県伊那市議会)(第三七二七七七)	郵政民営化に反対を求める意見書(滋賀県能登川町議会)(第三七四六六六)
郵政民営化に関する意見書(北海道議会)(第三六九二二二)	郵政事業の現行経営形態の堅持を求める意見書(福島県議会)(第三七一一一一)	郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(長野県千曲市議会)(第三七二九九)	郵政民営化に関する意見書(滋賀県余呉町議会)(第三七四八八八)
郵政民営化に関する意見書(札幌市議会)(第三六九三三三)		郵政事業の現行公社経営形態の堅持に関する意見書(長野県小海町議会)(第三七三〇〇)	郵政民営化に関する意見書(滋賀県今津町議会)(第三七四九九九)

郵政民営化に関する意見書(滋賀県新旭町議会) (第三七五〇号)	郵政事業の経営形態のあり方について国民的合意を求める意見書(京都府議会) (第三七五一号)	郵政事業の経営形態の在り方について国民的合意を求める意見書(京都市議会) (第三七五二一、二)	郵政事業の民営化に反対する意見書(京都府宇治市議会) (第三七五三三)	郵政民営化に関する意見書(京都府加悦町議会) (第三七五四四)	郵政事業の現行経営形態の堅持を求める意見書(京都府岩滝町議会) (第三七五五五)	郵政事業の経営形態に関する意見書(京都府京丹後市議会) (第三七五六六)	郵政民営化に関する意見書(大阪府柏原市議会) (第三七五七七)	郵政民営化に関する意見書(大阪府田尻町議会) (第三七五八八)	郵政事業の改革に関する意見書(神戸市議会) (第三七五九九)	郵政事業の改革に関する意見書(兵庫県尼崎市議会) (第三七六〇〇)	郵政民営化に関する意見書(兵庫県明石市議会) (第三七六一一)	郵政事業の現行経営形態を継続することに関する意見書(兵庫県伊丹市議会) (第三七六二二)	郵政事業の民営化に関する意見書(兵庫県中町議会) (第三七六三三)	郵政民営化に関する意見書(兵庫県稲美町議会) (第三七六四四)	郵政民営化に関する意見書(兵庫県家島町議会) (第三七六五五)	郵政民営化に反対に関する意見書(兵庫県新宮町議会) (第三七六六六)	郵政事業の民営化に反対に関する意見書(兵庫県上月町議会) (第三七六七七)	郵政事業の民営化に反対する意見書(兵庫県南光町議会) (第三七六八八)	
郵政民営化に関する意見書(兵庫県山崎町議会) (第三七六九〇)	郵政民営化に関する意見書(兵庫県香住町議会) (第三七七〇〇)	郵政民営化に反対する意見書(兵庫県但東町議会) (第三七七一一)	郵政民営化に関する意見書(兵庫県村岡町議会) (第三七七一二)	郵政民営化に関する意見書(兵庫県山東町議会) (第三七七二三)	郵政民営化に関する意見書(兵庫県春日町議会) (第三七七三四)	郵政事業の民営化に関する意見書(兵庫県山南町議会) (第三七七五五)	郵政事業の民営化に関する意見書(奈良県議会) (第三七七六六)	郵政民営化に関する意見書(奈良県大和郡山市議会) (第三七七七七)	郵政事業の民営化に反対を求める意見書(奈良県曽爾村議会) (第三七七七八)	郵政民営化に関する意見書(奈良県大塔村議会) (第三七七八九)	郵政事業民営化に反対する意見書(和歌山県有田市議会) (第三七八〇〇)	郵政事業の民営化に反対する意見書(和歌山県湯浅町議会) (第三七八一一)	郵政事業の民営化に反対する意見書(和歌山県金屋町議会) (第三七八二二)	郵政事業の民営化に反対する意見書(和歌山県中津村議会) (第三七八三三)	郵政民営化に関する意見書(和歌山県北山村議会) (第三七八四四)	郵政民営化に関する意見書(鳥取県議会) (第三七八五五)	郵便局を国営公社形態の維持継続を求める意見書(鳥取県琴浦町議会) (第三七八六六)	郵便局の国営公社形態の維持についての意見書(鳥取県江府町議会) (第三七八七七)	郵政三事業の現行形態の堅持に関する意見書(島根県旭町議会) (第三七八八八)
郵政事業の現行経営形態の堅持を求める意見書(島根県津和野町議会) (第三七八九九)	郵政事業の現行経営形態(国営・公社)堅持に関する意見書(島根県海士町議会) (第三七九〇〇)	郵政民営化に反対を求める意見書(岡山県笠岡市議会) (第三七九一一)	郵政事業の民営化に関する意見書(広島市議会) (第三七九二二)	郵政公社の経営形態堅持に関する意見書(広島県安芸高田市議会) (第三七九三三)	郵政民営化に反対する意見書(広島県豊町議会) (第三七九四四)	郵政事業の改革に関する意見書(山口県下松市議会) (第三七九五五)	郵便局現状維持に関する意見書(山口県美東町議会) (第三七九六六)	「郵便局の現状維持」に関する意見書(山口県むつみ村議会) (第三七九七七)	郵政事業の民営化に反対の意見書(徳島県驚敷町議会) (第三七九八八)	郵政事業の民営化に反対の意見書(徳島県相生町議会) (第三七九九九)	郵政事業の民営化に反対する意見書(徳島県上那賀町議会) (第三八〇〇〇)	郵政事業の民営化に反対の意見書(徳島県三好町議会) (第三八〇一一)	郵政事業の改革に関する意見書(香川県議会) (第三八〇二二)	郵政民営化に関する意見書(愛媛県議会) (第三八〇三三)	郵政事業の民営化に反対の意見書(愛媛県内子町議会) (第三八〇四四)	郵政事業の民営化に反対の意見書(愛媛県河辺村議会) (第三八〇五五)	郵政事業の国民的合意なき民営化に反対する意見書(高知県議会) (第三八〇六六)	郵政分割民営化の中止を求める意見書(高知県土佐山村議会) (第三八〇七七)	郵政事業の分割民営化の中止を求める意見書(高知県大川村議会) (第三八〇八八)
郵政事業の民営化に関する意見書(福岡県糸田町議会) (第三八〇九九)	郵政事業の民営化に関する意見書(福岡県古富町議会) (第三八一〇〇)	郵政事業の改革に関する意見書(佐賀県議会) (第三八一一一)	郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県議会) (第三八一二二)	郵政事業の安易な民営化に反対する意見書(長崎県佐世保市議会) (第三八一三三)	郵政事業の民営化に反対を求める意見書(長崎県五島市議会) (第三八一四四)	郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県琴海町議会) (第三八一五五)	郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県崎戸町議会) (第三八一六六)	郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県大瀬戸町議会) (第三八一七七)	郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県北有馬町議会) (第三八一八八)	郵政事業の民営化に反対する意見書(長崎県有家町議会) (第三八一九九)	郵政事業の民営化に反対を求める意見書(長崎県生月町議会) (第三八二〇〇)	郵政事業の民営化に反対を求める意見書(長崎県鹿町町議会) (第三八二一一)	郵政事業の民営化に反対に関する意見書(長崎県新上五島町議会) (第三八二二二)	郵政事業分割民営化に関する意見書(長崎県杵岐市議会) (第三八二三三)	郵便局の経営形態堅持並びに郵政事業分割民営化に関する意見書(長崎県対馬市議会) (第三八二四四)	郵政事業の分轄民営化の中止を求める意見書(熊本県湯前町議会) (第三八二五五)	「郵政民営化」に関して慎重審議を要求する意見書(熊本県栖本町議会) (第三八二六六)	郵政事業の民営化に反対する意見書(大分県日出町議会) (第三八二七七)	

第三条 日本郵政公社は、日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、同法第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(日本郵政公社法の適用)

第四条 前条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる日本郵政公社法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第三項

前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務

前二項及び日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号。以下「証券投資信託業務特例法」という。)第三条に規定する業務のほか、これらの規定に規定する業務

第二十三条第一項

総務大臣

総務大臣(証券投資信託業務特例法第三条に規定する業務(以下「特例業務」という。)に係るものについては、内閣総理大臣及び総務大臣)

第二十三条第二項

総務省令

総務省令(特例業務に係るものについては、内閣府令・総務省令)

第二十四条第五項及び第六項

第十六号までに掲げる業務

第十六号まで並びに証券投資信託業務特例法第三条第一号に掲げる業務

第五十八条第一項

総務大臣

総務大臣(特例業務については、内閣総理大臣又は総務大臣)

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律、証券投資信託業務特例法

第六十一条

総務大臣

総務大臣(特例業務については、内閣総理大臣及び総務大臣)

第七十二条第一号

総務大臣の認可又は承認

総務大臣若しくは内閣総理大臣及び総務大臣の認可又は総務大臣の承認

第七十二条第四号

第十九条第一項から第三項までに規定する業務

第十九条第一項から第三項まで及び証券投資信託業務特例法第三条に規定する業務

(権限の委任に関する証券取引法の準用)

第五条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、証券取引法第百九十四条の六第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律」第四十四条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)と、同条第三項中「権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」とあるのは「権限」と読み替えるものとする。

(証券取引法の適用)

第六条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる証券取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第八項

「協同組織金融機関」という。

「協同組織金融機関」という。、日本郵政公社

第六十五条第一項

銀行、協同組織金融機関

銀行、協同組織金融機関、日本郵政公社

銀行若しくは協同組織金融機関

銀行、協同組織金融機関若しくは日本郵政公社

第六十五条第二項、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十六条の二並びに第二百一条第二項

協同組織金融機関

協同組織金融機関、日本郵政公社

第六十五条の二第五項及び第十一項、第六十六条の二、第百九十八條の三、第百九十八條の四、第二百七条第一項及び第二百七条第三、第百九十八條の四及び第二百九条の三

使用人

使用人(日本郵政公社にあつては、職員)

金融機関

金融機関、日本郵政公社

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の適用)

第七条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第十三条第二項中「第六十五条の二第一項」とあるのは「第六十五条の二第一項(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「証券取引法」とする。

(証券投資信託の選定)

第八条 第六条の規定により読み替えて適用する証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けた日本郵政公社(以下「登録郵政公社」という。)は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならない。この場合において、登録郵政公社は、内閣府令・総務省令で定めるところにより、公募の方法による選定の手続を定め、これを公表しなければならない。

2 登録郵政公社は、前項の規定により証券投資信託を選定したときは、内閣府令・総務省令で定めるところにより、その結果を公表しなければならない。

(手数料等)

第九条 登録郵政公社は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に関し、利用者から徴収する手数料その他の料金を定め、又は変更しようとするときは、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に要する費用のうち登録郵政公社が負担するものを償うに足るようにし、かつ、投資信託委託業者、証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。)及び登録金融機関(同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。)の同種の手数料その他の料金を勘案しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第十条 登録郵政公社は、第八条第一項の規定により選定した証券投資信託について、証券投資信託の受益証券の募集の取扱いを行うに当たっては、特定の証券投資信託に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(証券投資信託の受益証券の保護預り等の制限)

第十一条 登録郵政公社は、第二条第四項第二号、第四号及び第五号に掲げる業務については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める者から請求がある場合に限り、行うことができる。

一 第二条第四項第二号に掲げる業務 登録郵政公社が行う同項第一号に掲げる業務により証券投資信託の受益証券を取得した者又はその相続人その他の一般承継人

二 第二条第四項第四号及び第五号に掲げる業務 次に掲げる者
イ 前号に定める者

ロ 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定に基づき、登録郵政公社に証券投資信託の受益証券の振替を行うための口座の開設を受けている者

2 登録郵政公社は、証券投資信託の受益証券の買取りを行ったときは、速やかに、当該証券投資信託の受益証券を処分しなければならない。

(内閣府令・総務省令への委任)

第十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令・総務省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二百三十六条を附則第二百三十七条とし、附則第二百三十五条を附則第二百三十六条とし、附則第二百三十四条を附則第二百三十五条とし、附則第二百三十三条の次に次の一条を加える。

(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正)

第二百三十四条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号及び第十二条第一項第二号ロ中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「附則第二十条」を「附則第二十条及び第二十一条」に改める。

附則第二十三条を附則第二十四条とし、附則第二十条から第二十二号までを一条ずつ繰り下げ、附則第十九条の次に次の一条を加える。

(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正)

第二十条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(権限の委任等に関する証券取引法の準用)

第五条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、証券取引法第九十四条の六(第二項を除く。)及び第九十四条の七の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百九十四条の六第一項	この法律	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第四条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
第百九十四条の六第三項	権限(前項の規定により委員会	権限

項	に委任されたものを除く。）	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第四十条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法第五十八条第一項
第二百九十四条の六第五項及び第六項 第二百九十四条の七	第二項及び第三項 前条第二項又は第三項	第三項 前条第三項
第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。 第十条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。 第九条を第十条とする。 第八条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。 第七条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第八条とする。 第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。 （金融庁設置法の適用） 第六条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第八条中「証券取引法」とあるのは、「証券取引法（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）において準用する場合を含む。第二十条第一項において同じ。）」とする。	理 由 日本郵政公社がその業務の特例として証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等が投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響にかんがみ、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定の方法、差別的取扱いの禁止等を規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	

平成十六年十一月二十四日印刷

平成十六年十一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局